

第 6 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年9月7日(金)午後2時58分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	9番 山本 壽孝 委員			
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第27号議案 農用地利用集積計画の決定について 第28号議案 農用地利用配分計画の策定について 第29号議案 平成30年農業労働賃金標準額の改定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今より、平成 30 年度 第 6 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>日程に従いまして進行致します。先ず議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方で指名させて頂いてよろしゅうございますか？</p>
3 議事 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	委員 議長	<p>《全委員 異議なし》</p> <p>はい。それでは同意頂きましたので、こちらの方からを指名させて頂きます。2 番 清水武敏委員、そして 4 番 土井繁美委員両名の方、よろしくお願いを致します。</p>
	(議長)	<p>それでは議事に入ります。議案第 25 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p>
	事務局	<p>議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p>
		<p>番号 1 譲受人は 漆原●●、譲渡人は 大阪府守口市●●、土地の所在 大字 漆原——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 897 m²、同じく大字 漆原——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 836 m²、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 269 アールであります。</p>
		<p>申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p>
	議長	<p>はい。説明が終わりましたので、それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？</p>
		<p>質疑はございませんか？それでは質疑を終結致します。それでは本案件につきまして採決を行います。議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めること</p>

<p>議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員が賛成でございますので、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 26 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請」について審議を行います。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁と 3-1-1 頁、別添資料 1 の 1 頁～8 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 水下——。現況地目は 畑、転用面積は 673 m²の内 264.74 m²、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 68.00 m²でございます。譲受人 倉吉市●●と●●のご夫婦であります。譲渡人 水下●●、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可で、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りでございます。事業内容は、一般個人住宅 1 棟と、4 台分の駐車場。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図であります。赤色で着色してありますのが申請地。次の頁が詳しい位置図でございます。赤で囲って、その斜線部分がこの度の申請地と云う事になります。それから別添資料 1 の 1 頁目が現地写真であります。資料 1、頁をめくって頂きまして 2 頁目が公図、3 頁目が求積図。4 頁目が土地利用計画図で、建物を中心に東西方向の断面 A-A' と南北方向の断面 B-B' の位置が図示してあります。5 頁目がそれぞれの断面図となります。上が A-A' 断面で、東西方向になりますね。下の方。B-B' 断面が南北方向の断面でございます。それぞれ用地境界にブロックなり L 字擁壁なりが入っていると云うのが見て頂ければと云うところでございます。それから頁をめくっていただきまして、6 頁目が建物平面図。7 頁目が立面図でございます。8 頁目が水回りの関係の図面になりまして、排水計画図で、青色が上水道で水</p>
--	---------------------	--

を引き入れる分。赤色が下水道で、汚水の排出と云う事になります。雨水につきましては、隣接の道路側溝へ排出すると云う計画となっております。

計画ですけれども、譲受人の夫婦は子供の誕生を機に、大字水下的実家近くに住宅建築を計画したものであります。本申請については、隣地境界にはコンクリートブロックとL字擁壁で土留めを行い、汚水は公共下水道へ排出し、雨水は隣接道路側溝に排出することから、周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

続いて番号2です。

(資料は3-2頁と3-2-1頁、別添資料1の9頁～13頁)

番号2 土地の所在 大字 上浅津——の80㎡と、同じく大字 上浅津——の一部、541㎡の内46.84㎡。現況地目は畑、転用面積は合わせて126.84㎡となります。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、宅地拡張。譲受人 はわい長瀬●●、譲渡人 上浅津●●、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は第3種農地につき原則許可、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。事業内容は、住宅改築に伴う宅地の拡張で、進入路を設けるものであります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者は譲渡人であり、同意済みでございます。

頁をめくって頂き3-2頁が航空写真による位置図です。上浅津の集落を黄色囲いしていますけれども、こちらが住宅等が連たんする区域と云うことで、その中に赤色で示しております所が申請地と云う事になります。次の頁3-2-1が詳しい図面と云う事になります。申請部分は斜線をしております。それから別添資料1の9頁目が現地の写真でございます。10頁目が公図。11頁目が求積図。12頁目が土地利用計画図で、建物を中心に南北方向の断面A-A'と東西方向の断面B-B'の位置と水路横断部分のC-C'断面が図示してあります。ちなみに、町道に渡る所に改良区の水路がございまして、そちらの方は改良区と協議が整って、そこに床板を掛けると云う事で、改良区の方は了解済みであります。13頁目がそれぞれの断面図です。

譲受人は申請地の西隣に住宅を建築しますが、その北側の町道は水路と並走し幅員が狭いた

め、5m幅の床板を設けて進入路を確保するものであります。本申請については、隣地境界にはコンクリートブロックによる土留めを設置し、建築する住宅の雨水は北側の水路に排出、汚水は公共下水道へ排出することから、周辺への土砂流出の恐れは無く、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

続いて番号3です。

(資料は3-3頁と3-3-1頁、別添資料1の14頁～19頁)

番号3 土地の所在 はわい長瀬——。現況地目は畑、転用面積は727㎡。転用計画の用途は住宅用地とその他の業務用地、施設概要は、一般個人住宅と駐車場です。建築面積は227.00㎡。譲受人 倉吉市●●、譲渡人 はわい長瀬●●、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は住宅等が連たんする区域内です。許可根拠規定は第3種農地につき原則許可であり、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りです。事業内容は、一般個人住宅1棟、患者用駐車場6台。と云いますが、譲受人ですけれども、長瀬こども園隣に小児科医院を開業しておられます。その分の患者用の駐車場6台で、宅地の面積が479㎡、駐車場が248㎡です。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者は譲渡人であり、同意済みです。

頁をめくって頂き3-3頁が航空写真による位置図でございまして、ハワイアロハホールの南側ですけれども。長瀬こども園の左隣り、黄色く塗っている所に小児科医院がございまして、この度の申請地が赤色の所であります。次の頁3-3-1が詳しい位置図です。別添資料1の14頁目が現地写真です。南側から撮った写真と北側、アロハホール側から撮った写真の2枚を付けさせて頂いております。15頁目が公図。16頁目が土地利用計画図です。図面で行くと、上側が6台分の駐車場、それから下側が宅地と云う事になります。宅地につきましては、一般個人住宅ですので500㎡以内での計画になっていると云う事を見て取れると思います。17頁が1階部分の平面図、18頁が2階部分の平面図で、19頁が立面図でございまして。

申請の中身につきましては、譲受人は申請地に近接する場所で小児科医院を開業していますが、現在の居宅からの通勤では急患等の対応に苦渋していることと、小児科医院にある患者用の駐車スペースが12台分しか無いため、多い時には道にはみ出して駐車しており危険なことから、居宅の新築と患者用の駐車場の増設を計画したものであります。

	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>本申請については、南側隣接の農地との境界には図面では解り辛いですが、30cm 程度の高さのコンクリート擁壁を設置し、雨水は既設の道路側溝に排出、汚水は公共下水道へ排出することから、周辺への土砂流出の恐れは無く、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>以上、番号1 から番号3 の申請は農地法第5 条第2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりました。この議案につきましては、3 件の案件がございます。いずれも現地に出向いて確認を行っております。確認、代表致しまして山下和子委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい。本日1 時30 分より、長谷川会長、職務代理、谷岡委員、私、北野推進委員、事務局、計7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>番号1 につきましては、3-1 に場所的には掲げてありますが、羽合小学校の北側に位置しております。事業内容につきましては、一般個人住宅と駐車場4 台と云う様な事でございます。農地区分は第3 種農地でございます、住宅が連たんしている場所と云う事でございます。周辺の農地への支障も無いし、影響も無い様ですので、この転用計画を認めることについて問題は無いと考えております。</p> <p>続きまして、番号2 の上浅津の場所でございますが。集落の中でありまして、現地は前回非農地の承認を受けた場所でございます。内容は、住宅建築に伴う宅地拡張、進入路を拡張されると云う事でございます。資料の9 頁に写真が載っておりますので、ご参照を頂きたいと思えます。第3 種農地でございます。住宅がございます。それから事業内容は住、宅の建築に伴う宅地の拡張。進入路を確保すると云う事でございます。それから土地改良区の水路がありまして、そのところに橋を掛けると云う事でございますので、承認頂いております。そして隣接耕作者は譲渡人でありますので、これも同意済みでございます。それから雨による土砂流出の恐れも無く、周りの農地への支障、そして影響も無い様ですので、この転用計画を認めることについて問題は無いと考えております。</p> <p>番号3 でございますが、現地の所はアロハホールの所になりまして、ルアウの隣の所でございます。その隣の所には沢山の家が、新しい家が建っている様な訳であります。そして事業内容は一般個人住宅と、先方言われた小児科医院がちょっと先にあつて、患者さんの駐車場の方を確保</p>
--	-------------------------	--

	<p>議長</p> <p>中村委員 議長 中村委員 議長 事務局</p> <p>議長 中村委員 議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>したいと云う事でございます。これにつきましても農地区分が第3種農地でございますし、住宅等が連たんする区域内でございます。それで、周りの農地への支障も無く、影響も無いので、この転用計画を認めることについて問題はないと考えております。以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様でした。それでは説明、そして現地確認して頂いた方の報告が終わりました。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？1番2番3番ひっくるめて質疑をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>中村委員どうぞ。</p> <p>2番の、この道路ですけど、道幅はどれ位になるんですか？</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>道幅は2.5mです。別添資料1の12頁目をお開き頂けますでしょうか？12頁の右側にc-c'断面と云う所がございまして。これが、水路を渡っている所の図面なんですけれども。町道大道柳原線と云う事で、幅員が2.5mの道路であります。普通車がやっと通れ来るくらいの。2.5m、幅員でね。ですので、出入りとして、宅地拡張したうえで進入路として渡しを掛けるのが、5m幅で渡しを掛けると云う事の計画であります。5m位幅を取って出入りの口をしないと、車が回れない。町道の方が狭いですからね。と云う計画になっております。</p> <p>良いですか？道幅は、別に支障は無いんですけども。2.5mの道。</p> <p>乗用車が1台ですよね。すれ違いができないですよね。自分の家の道だけだったら、まあ。乗用車は入らんな。それはまあ、別のお話になります。皆さんの方から、後その他に質疑はございますか？清水委員どうぞ。</p> <p>2番に関連してですけど。9頁の図面がですね、今言われた道が側溝との道なんですけども。赤線の右の方に長瀬の方が住んでおられて、この前家を解体されました。その方は向いの家の通りを通って進入路としておられたんです。で、この度建てられる方は、今度は反対の方から入る様な事になるんじゃないかなと考えています。</p> <p>どうぞ。</p> <p>よろしいですか？今、清水委員が仰られた様に、実は申請地の西側に、先月非農地証明と云う事で判断を出しましたけども、そこにお家が建っていた訳なんですよね。そこにお住まいだった</p>
--	--	--

<p>議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>(議長交代)</p> <p>議長 蔵本職務代理</p> <p>事務局</p>	<p>時代は、その用地の南側の方の、この度の譲渡人の方の敷地を通過しての出入りをされていたんですけれども。新しいお家を建てられるにあたって、他人の家の軒先を通らせてもらおうと云う訳にもいかないことから、正式に自己所有地から直に町道に出る事を申請されると云う事での、この度の申請になっております。</p> <p>清水委員の件につきましては、補足して頂いたと云う事ですね。その他にございますか？ございません？よろしいですか？それでは質疑もこれで出尽くした様でございますので、質疑を終結いたします。それでは採決を行いたいと云う風に思います。議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、この 3 つの申請がございしますが、何れも賛成することにご異議無いと云う方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 26 号は原案どおり、これを認めることと致しまして、これを鳥取県知事の方へ進達を致します。</p> <p>続きまして、議案第 27 号になる訳でございますが、議案第 27 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、会長である私、長谷川誠一はこの場を、退席を致します。それでは職務代理である蔵本孝広委員、よろしくお願い致します。</p> <p>(議長 長谷川誠一会長 退席)</p> <p>会長が退席されましたので、代理で議事を進行させていただきます。それでは議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定について」を、審議を行います。説明をお願いします。</p> <p>議案第 27 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 9 月 18 日でございます。</p> <p>(資料は 4-1 頁と 4-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧くださいませでしょうか？</p> <p>関係戸数は 借り人 2、貸し人 3 です。利用権の設定期間は、3 年未満が 1 件で 2,327 m²、10 年以上が 2 件で 3,117 m²です。設定作物等面積は、水田として利用が 3,015 m²、樹園地として利用が 2,429 m²でございます。利用権設定面積率は 0.042%です。頁をめくって頂きまして、次の頁が各筆明細でございます。番号 2 と番号 3 につきましては、中間管理事業に係るものであり、</p>
--------------------------------------	---	---

	<p>議長 土井委員 議長 土井委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 土井委員 議長 山本正義推進委員 事務局 議長 徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長 徳岡推進委員</p>	<p>その内番号2につきましては、松崎駅何果樹団地の事業に関する追加の借上げと云う事で伺っております。「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりました。3点ありますので、これを見て質疑を行います。ありませんか？すみません。</p> <p>はい、土井委員。</p> <p>1番についてちょっと。3,227㎡の内、2,300㎡と。後の1,000㎡程は自分が作られるのでしょうか？</p> <p>回答をお願いします。</p> <p>1番の分で聞いておられますのが、その果樹園の内、部分的に借受人の方に貸し出しをすると。全部じゃなくてね。一部と云う事で、そう云う計画だと云う事で伺っております。</p> <p>土井委員、よろしいですか？</p> <p>はい。</p> <p>その他質疑はありませんか？</p> <p>場所はどの辺りでしょう？</p> <p>場所は野花集落の前の、県道がカーブしている池側の辺りです。</p> <p>その他。はい、徳岡推進委員。</p> <p>3番の田んぼの件ですけども。これ、中間管理事業と云う事ですね？来年借手があると云う事ですか？</p> <p>回答させていただきます。番号3につきましては、次の配分の計画に出て参りますけれども。実はこれは土地改良事業絡みでございまして。中間管理事業を使って、農地を借りておられる人の所を含めて受益になっていないと、改良事業が行えないと云う様な事もあるものですから。実際作りたいと云う希望があつて、なお且つそこも農道の状況が悪いので、色んな事を考えたら、きちんと正式な形で中間管理事業を活用して、その土地を借りたうえで土地改良事業をするのが一番自然な形ではなかろうかと云う、トータルの判断での申請でございます。</p> <p>よろしいですか？</p> <p>はい。一つ。これ20年になつてるけどね。こっちの方は10年ですよね。</p>
--	---	---

	事務局	<p>貸し出す方は20年で貸し出しをしますけれども、配分の方は、とりあえず10年で配分をしようという計画になっております。そう云う計画です。貸し出しと配分は、また、違いますので。貸し出しは20年。配分は10年。</p> <p>よろしいですか？その他？無い様ですので、質疑はこれで終結し採決を行います。議案第27号「農用地利用集積計画の決定」について、原案どおり認めることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第27号「農用地利用集積計画の決定」については、原案どおり認めることと致します。</p> <p>以上で終わりましたので、議長の職を降ります。ありがとうございました。</p>
議案第28号	議長	<p>（議長交代）</p> <p>議長 長谷川会長</p>
農用地利用配分計画の策定について	事務局	<p>（長谷川会長 着席）</p> <p>続きまして議案第28号「農用地利用配分計画の策定について」を、お諮り致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第28号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>（資料は4-1頁と4-2頁）</p> <p>資料2の農用地利用配分計画案をご覧ください。頁をめくって頂き、各筆明細です。権利の設定を受けるもの 藤津●●。土地の所在は 大字 野方——。地目は田で、面積 3,015 m²。使用貸借による水稻栽培でございます。契約期間は平成40年12月31日までの10年間です。以上です。</p>
	議長	<p>それでは説明が終わりましたので、皆さんの方から質疑を承ります。皆さんの方から質疑はございますか？無い様でございますので、質疑を終結致します。採決を行います。議案第28号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、原案どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第28号は原案どおり認めることと致します。</p>
議案第29号	議長	<p>続きまして、議案第29号「平成30年農業労働賃金等標準額の改定について」をお諮り致しま</p>

<p>平成 30 年農業労働賃金等標準額の改定について</p>	<p>事務局</p>	<p>す。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 29 号「平成 30 年農業労働賃金等標準額の改定について」説明します。次のとおり、平成 30 年農業労働賃金等標準額を改定することについて、本委員会の議決を求めるものであります。</p> <p>(資料は 6-1 頁、別添資料 1 の 20 頁～22 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、標準額表の改定案をご覧ください。黄色に着色していますとおり、水田の耕耘に「病害虫対策 (秋季)」を追加するものです。標準額は 10 アール当たり 5,000 円で、条件として、備考に記載のとおり高回転で浅く耕耘するものでございます。別添の資料 1 の 20 頁をご覧くださいませでしょうか？</p> <p>「広報ゆりはま」の 10 月号に掲載を予定している内容ですけれども、農業労働賃金等標準額に病害虫対策 (秋季) 耕耘を追加する目的について、表の下に記載しておりますけれども。内容の要旨は、水稻栽培において、近年ジャンボタニシによる食害や、ヒメトビウンカが媒介する縞葉枯病による被害が増加しているところですが、栽培終了後の耕起が翌年の被害防除対策として効果が高いとされていることから、東郷地区水田作協議会からの要請により標準額を改定するものであります。</p> <p>次の頁には、産業振興課が作っておりますけれども、「ジャンボタニシ及び縞葉枯病対策について」という事で、事業内容をまとめております。</p> <p>丸囲いしております所。「水田病害虫緊急対策 (秋耕耘推進) 事業 (案)」と云う事で護持まして。これが補助事業となっておりますけれども。助成内容については、要件が水稻収穫後から、12 月中旬を予定しておりますけれども、それまでに耕耘を実施して頂くと。対象者は、耕耘実施ほ場の所有者または耕作者と云う事で、町内在住の方は農協等で取りまとめをさせて頂いたうえで、1 反当たり 800 円を補助するものと云うこと。そう云う事業を計画しております。</p> <p>これにつきましては、もうすぐございます 9 月定例町議会の方で、予算を確保する様に目指しておりますけれども、議会の議決がないと動けないものですから、町報への記事掲載ではなく、別で入れさせて頂いておりますけれども、チラシの配布の方法で事業の周知を計画している所です。</p> <p>最後の頁、22 頁にはジャンボタニシの食害が発生しているエリアと云うことで、産業振興課</p>
---------------------------------	------------	--

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 事務局 徳岡委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>河井推進委員</p> <p>議長 蔵本職務代理</p>	<p>の方でまとめている所であります。赤の斜線で括っている所で、対象面積の拾い方については、水稲共済の主食用米の栽培をしている面積だそうでして、それが314haだそうでございます。</p> <p>それから皆さんの方にお配りをさせて頂いているのが、色刷りで、「収穫後は耕耘しましょう」のチラシ。こちらの方が、議会通った後に、10月の町報の方に混ぜて配布をする予定のチラシと云う事で、皆さんのお手元に、見て頂くようにしております。以上でございます。</p> <p>説明が終わりましたので、それでは皆さんの方から質問を受けたいと思います。改定案として、とりあえずは載せております。病虫害対策と致しましての10アール当たり5,000円と云う風な、高回転、浅耕耘。こう云った事でございますが、皆さんの方からお尋ねはございますか？徳岡委員どうぞ。</p> <p>あの、備考に書いてあります高回転・浅耕耘。これはどう云う具合に判断するんですか？</p> <p>はい、説明を。</p> <p>通常よりも、通常よりもと云いますか。</p> <p>ダイヤルの位置は？</p> <p>ダイヤルとかというのは。ちょっとごめんなさい。あれなんですけども。色々自分なりに調べた関係では、ローターのカバーがちょっとかかる位。要は耕耘するのが10cmから15cm程度位までの深さで、速度は出来るだけ早く。</p> <p>出来るだけ早く？</p> <p>出来るだけ早く。目的が、刈取り後の稲株自体がバラバラになってヒコバエが生えて来ないようにする目的とともに、ジャンボタニシ自体が砕け散る様に、早く回転させると云う、そう云う趣旨ですので、出来るだけ早い回転でと云うことです。</p> <p>その株を起こす時にね、通常高回転ではなくて低速で回してね、株を起こすと云う様なやり方をやっているんですけども。いきなり高回転でも上手く耕耘出来ない。</p> <p>技術的な事だけでもね。高回転でしたら、走っちゃう。耕耘出来ずに走っちゃう。やっぱりそれなりの低速でやらないと。どう云う具合に決めたか知らないけど。まあ、荒起こし、2回目とある訳だから。</p> <p>この今の質問ですけども、蔵本職務代理何か。</p> <p>要はこれ、株を切るだけですので。表向きそれをして、次の来年度に抑えようと。今のウンカ</p>
--	--	---

	<p>河井推進委員</p> <p>蔵本職務代理 河井推進委員 蔵本職務代理 山田推進委員 河井推進委員 議長 山本正義推進委員</p> <p>山田推進委員 山本正義推進委員 尾川推進委員 議長</p> <p>土海委員 議長</p> <p>土海委員 山本正義推進委員 山田推進委員 蔵本職務代理 議長</p>	<p>とか。</p> <p>それは分かるけどね。今の耕耘として、株を切るだけは出来ない。やっぱり走ってしまう。それなりのね。ここに書いてある高回転と云うのはね。打ってあるんなら良いけどね。</p> <p>それは分かる、それは。多分無理だ。2速で走れば良い位だ。3速は無理だと思う。</p> <p>打ってあるんなら良いけどね。</p> <p>2速で10cm。</p> <p>5cmが良い。</p> <p>それは作業される方が考えれば良いわ。単価が決めてあると云う事で良いにしましょう。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今のこの問題だけど、実はうちの所もジャンボタニシがもう入り込んで来てて。去年は田植えをしながら、ポケットに入れてやっていた。そんな様な状態だけでも。今の話で、株だけ切ってジャンボタニシに効果があるだろうか？</p> <p>高速で回して低速で走れば良いだろ。</p> <p>トラクターは25馬力で、耕耘できるけども、ジャンボタニシに効果があるだろうか？</p> <p>ジャンボタニシは浅い所だから。</p> <p>えっと、東郷地区水田協議会の方からの要請で決めているんですけども。東郷地区水田協議会、土海委員の方から。</p> <p>蔵本職務代理の言われたことと一緒にです。</p> <p>あれだな。タニシの殻を割ることと、それからいわゆる縞葉枯病の対策として株を粉碎すると云う事だな。浅く。</p> <p>菌を蹴散らすと云うか。それに対して補助をすると云う事の様です。</p> <p>まあ、良い事だ。</p> <p>自分で掴むしかない。高回転がどれ位かと云うのは。</p> <p>あの、現地確認はするみたいです。中身は手まで突っ込みはしないと思うんだけど。現地確認は耕耘してあるなと云う事。</p> <p>ちょっとね、資料の21頁の黒枠で囲ってある所の下の方に、確認方法だとか、対象者だとか、JAで取りまとめるだとか、やっぱりそう云った様な事が書いてありますので、そのあたりを参</p>
--	---	--

	<p>土井委員 議長 土井委員 議長 土海委員 議長 土海委員 議長 山田推進委員 土海委員 山田推進委員 土海委員</p> <p>河井推進委員 事務局 河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>山田推進委員 議長</p>	<p>考にしながら、これから進めて頂ければと思います。ただ、金額的にどうでしょう？5,000円と云う事で、協議会の方で決めておられますので、これで良いんじゃないかと思えますけども。じゃあよろしゅうございますか？この件につきましては。</p> <p>はい、すみません。</p> <p>はいどうぞ。土井委員どうぞ。</p> <p>それで、補助対象は赤塗りの所だけ？全域？</p> <p>対象面積と書いてあるので、そうじゃないの？</p> <p>良いですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>補助対象の範囲は、一番最後の頁。この赤枠に入っている所が該当だと云う事です。</p> <p>あっ。そう云う風に捉える。</p> <p>タニシだけじゃない？</p> <p>タニシも病気も。</p> <p>ウンカも？</p> <p>で、うちら埴見はちょっと引っ掛かってるけど、掛かって無いんだな。被害の今出ている所を対象にしてある。</p> <p>事務局。21頁のね、対象圃場に飼料用米を除くとはどう云う事ですか？</p> <p>回答させて頂きますと、そのとおりです。飼料用米ではなくて主食用米が対象と云う事です。出るんだから。同じ様に。やっぱりこのジャンボタニシと云うのはね、繁殖がきついから。そこに出たら又そこに行くし。出る訳だから。</p> <p>いくら補助しても、する人としらない人があるから。この人がしても、こっちの方はしないんじゃないあ、ジャンボタニシがこっちの方に入って来るし。</p> <p>取り敢えず、現在の事業の案としては、ジャンボタニシと縞葉枯病の被害が顕著な地域の水稻栽培で、飼料用米を除くと云う案で、エリアとしては一番最後のこの部分ですよ。と云う事で、計画がなされていると云う事までしか判りません。</p> <p>良いですか？</p> <p>どうぞ。</p>
--	---	--

	<p>山田推進委員 他の委員 山田推進委員 事務局 議長 山上委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>土井委員</p> <p>議長 土井委員 議長</p> <p>徳岡推進委員</p>	<p>自分の田んぼを自分が打っても対象になりますか？ なる。800 円は。 5,000 円は無いんだよな。 5,000 円と云うのは標準額ですから、頼んでやってもらう時の金額と云う事ですので。 はい、山上委員どうぞ。 飼料用米を除くって云う解釈の違い、解釈なんですけども。これから飼料用米を作る。前作飼料用米だった。 あの、そこまでは産業振興課に確認を取っておりませんので、直接聞いて頂いた方が良いですね。あくまでここは、このジャンボタニシと縞葉枯病の対策として標準額を設定する。5,000 円と云う標準額を設定することについて良いのかどうなのかと云う判断を頂く場ですので、これ以上の事については産業振興課にお尋ねを頂くしかありません。と云う事になります。 今ちょっとですね、技術面とかそう云った面につきましては、現場のそう云った面につきましては、また別途協議して頂くと。協議会の方ですね、現場で協議して、詰めて頂くと。ただ、この度は労働賃金等標準額表にですね、病虫害対策としての 5,000 円と云うこの項目を挿入することに、よろしゅうございますか？と云う事を今、お諮りをしているのであってね。技術的な事はとりあえず 1 年走って頂いて、「やっぱり直してもらわないといけない。」となったら、そのあたり手を加えると云う事であってね。そう云う様な事で。土井委員どうぞ。 6-1 頁を見てますが、備考で地域限定とかしておかないとトラブルにならない？だって、この赤い部分しか補助がないでしょ。あっ、補助金は関係ないか。 補助金は出るか出ないかだから。 じゃあ関係ないな。 だから、1 年走ってみて、地域を広げてほしいと云う要望があれば、ここも被害が大きいよと云う事があればまたその時に協議をして頂くと。水田作協議会さんを通してね。やっぱりそう云った要望を出して頂くと。そう云う事にして行くのが筋じゃないですか？それでは。えっ、はいどうぞ。 すみませんね会長。申し訳ないです。1 回年内に打っちゃうとね、この荒起こしと云うのがありますよね。2 回目と。これは単価としてはね、5,000 円で年内に打ってもらいますよね？次の</p>
--	--	---

	<p>河井推進委員 北野推進委員 議長 土海委員 他の委員 議長 土海委員 議長</p> <p>山田推進委員 議長 山田推進委員</p> <p>議長 土海委員 山田推進委員 土海委員 山田推進委員 土海委員 山田推進委員 土海委員 議長</p>	<p>年の、2回目になる訳ですか？荒起こしから見たら。 また1からだよ。それは。そりゃ柔くても良いが。 春は深く打たないといけない。 この辺は、土海委員。どのような話しになってます？ これは、秋は秋だけと云う事です。 そりゃそうだ。秋だけ。 だって、話を聞くと、浅く耕すと聞いているよ。 株だけを耕耘させる。 それで良いのかどうかは、また協議してもらおうと。今日は賃金表に載せる事にご異議ございませんかと云う事を、お諮りをしたいと云う事ですので。技術面の事は、また別のところで諮って頂くと云う事で終わらせたいと思います。 じゃあもう一度確認を致します。この件について、あとご質問ありませんね？ あの。 はいどうぞ。 今日は、荒起こしを年内にやると云う方もおられるので、そここのところをちゃんと区別、「普通の荒起こしだよ。」とか、「タニシ用のだよ。」とか云う様な区分はしておかないといけないと云う事ですね？そうすれば。 そここのところはどうかいな？ それも含めてと云う事です。含めて。要するに申請すれば800円もらえる。 通常の1回目の荒起こしでも？ ええ。 そうかです。じゃあ、7,200円と800円が出ると云う事？ 7,200円は生産者からもらって。 プラス800円？ 800円は生産者がもらう。 それでは時間も経過致しますので、このあたりで質疑は終結してよろしゅうございますか？はい、それでは無い様でございますので、それでは採決を取らせて頂きます。この平成30年農業</p>
--	--	---

<p>4 報告事項 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>労働賃金等標準額表に5,000円の欄を挿入することに、ご異議の無い方挙手をお願い致します。 《全員賛成》 全員の方でございますので、その様に決定をさせていただきます。以上で議案は終了致します。それでは報告事項をお願いします。 報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」報告します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。 (資料は7-1頁) 番号1 届出人 田後●●、土地の表示 大字 田後——、地目は田、面積1,203㎡の内287.50㎡。転用目的は一般個人住宅です。許可指令年月日及び番号は平成29年11月20日、番号はご覧のとおりです。確認書交付日は8月17日。調査結果は、4月5日基礎工事完了であります。頁をめくって頂きまして、7-1頁が航空写真による位置図でございます。右上に見えているのが北溟中学校のグラウンド。下の方に田後こども園がご覧頂けるかと思うんですけども。その近傍の赤枠で囲っている田んぼの内、斜線をしている部分と云う事になります。以上であります。 今、報告事項でございましたが、これは報告でございますのでお認めをお願いします。ただ、お尋ねがございましたらどうぞ。無い様でございますので、報告事項、これで終結致します。</p>
<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>以上を持ちまして議案は終わる訳でございます。その他に入ります。10月定例総会についてお諮り致します。それでは説明をお願いします。 ○9月定例総会 10月10日(水)午後3時00分から ○8月農家相談会の状況について 担当：土井委員、横川委員、山本美代子推進委員、長谷川会長 ○建議書について</p>
<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、総会を終了します。 (閉会 午後4時40分)</p>